

令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月17日(火) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第7号	飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第8号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第9号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
第5	議案 第10号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第11号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第12号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第13号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第14号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第15号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第11	議案 第16号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第17号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第18号	飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
第14	議案 第19号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第20号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月17日(火) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第21号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第22号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第23号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第24号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第25号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第26号	財産の無償譲渡について(宮川町種蔵地内)
第22	議案 第27号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第23	議案 第28号	市道路線の廃止について
第24	議案 第29号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第34号	令和8年度飛騨市一般会計予算
第26	議案 第35号	令和8年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第27	議案 第36号	令和8年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第28	議案 第37号	令和8年度飛騨市介護保険特別会計予算
第29	議案 第38号	令和8年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第30	議案 第39号	令和8年度飛騨市駐車場事業特別会計予算

## 令和8年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和8年3月17日(火) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第40号	令和8年度飛驒市給食費特別会計予算
第32	議案 第41号	令和8年度飛驒市水道事業会計予算
第33	議案 第42号	令和8年度飛驒市下水道事業会計予算
第34	議案 第43号	令和8年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算

## 令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月17日(火) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
追加日程 第1	発議 第2号	飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について
追加日程 第2		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)
追加日程 第3		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)
追加日程 第4		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	住前	山原	文勝	美子
9番	野籠		惠邦	子
10番	高			
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	一
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	土	田	治	樹
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	島	中	み	な	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。それではただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、7番、森議員、8番、井端議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第7号 飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について  
から

日程第19 議案第24号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第7号、飛騨市公契約条例の一部を改正する条例についてから、日程第19、議案第24号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの18案件につきまして、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら18案件は、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

高原総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第7号から議案第24号までの18案件につきまして、審査の概要並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月9日午後1時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第7号について申し上げます。本案は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行により、下請代金支払遅延等防止法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「上位法が製造委託等という文言になった背景は。」との質疑があり、「国としては製造分野を新たに対象に加えることで、保護の拡充を図るものとした。」との答弁がありました。

次に、議案第8号について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく初任給調整手当の改正

及び通勤手当について、100キロメートル以上を上限とする新たな区分を新設するものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「第二種初任給調整手当の新設理由は。」との質疑があり、「最低賃金と給与改定のタイミングのずれにより、給与が最低賃金を下回る場合に対応するための手当である。」との答弁がありました。

次に、議案第9号について申し上げます。本案は、国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るために、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、国家公務員に準じて市の条例を見直すものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「1キロメートル当たりの車賃が20円から40円に引き上げられた根拠について。」との質疑があり、「国の基準を参考にしつつ、市独自にガソリン代と車両の減価償却分を積算した結果である。」との答弁がありました。

次に、議案第10号について申し上げます。本案は、岐阜県最低賃金が令和7年10月から1,065円になるなど、近年、賃金の上昇が続いていますが、市の標準的な報酬額は、飛騨市合併当時のままの運用となっていることから、非常勤の特別職職員の報酬額の見直しを行うものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「合併当時から報酬が据え置かれてきた理由について。」との質疑があり、「デフレ経済下では大きな変動がなかったため。」との答弁がありました。

次に、議案第11号について申し上げます。本案は、公共施設の管理運営の選択と集中を強化するとともに、施設営繕の一元化にて効率化を図り、将来に向け持続可能な公有財産の運営を目指すため、本年4月1日より基盤整備部建築住宅課と総務部総務課管財係を統合し、新たに建築管財部を設置するための改正であります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「指定管理施設の相談窓口は一本化されるのか。」との質疑があり、「施設管理の大半は修繕に関する事項となるため、建築管財部が一元的に対応し、ソフト面については各課が所管することになる。」との答弁がありました。

次に、議案第12号について申し上げます。本案は、4年制私立大学のコー・イノベーション大学が令和8年4月から開学することに伴い、基金の名称及び目的を改めるための改正であります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「ふるさと納税による基金の積立額と実績について。」との質疑があり、「積立額は3億2,000万円、支出は市道整備費で1,370万円である。」との答弁がありました。

次に、議案第13号について申し上げます。本案は、これまで窓口や賦課業務で使用してきた地番現況図が閲覧できるシステムをインターネット上で公開し、24時間いつでもどこでも利用できるサービスへと見直すことで、業務の効率化と市民の利便性向上を図るため、土地公図の閲覧及び写しの交付の廃止に伴う改正であります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「土地公図の閲覧はどうなるのか。」との質疑があり、「地番現況図の閲覧及び写しの交付で代えるが、公図は必要な場合は法務局を案内することになる。」との答弁がありました。

次に、議案第14号について申し上げます。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除となる対象資産を拡充する改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「改正になった背景は何か。」との質疑があり、「構造物が飛騨市では対象になっていなかったのが、今回追加して課税免除対象を拡充して企業立地を促進する目的である。」との答弁がありました。

次に、議案第15号について申し上げます。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画を定めるものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「前回の計画からの新規項目について。」との質疑があり、「第二期総合政策指針において、持続可能性が重視されたことを反映させた。」との答弁がありました。

次に、議案第16号について申し上げます。本案は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、電気通信事業法が改正されたことから、号ずれを修正し、印鑑登録証明書の交付申請を行うものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第17号について申し上げます。本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金が徴収されること及び「令和8年度税制改正の大綱」において、中低所得者層の負担や物価高の影響に配慮し、国民健康保険税において所要の改正が行われることから、国民健康保険料についても同様の措置を講ずることを踏まえ、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより所要の改正を行うものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「子ども・子育て支援納付金を国民健康保険料に上乘せすることの妥当性について。」との質疑があり、「理屈としては筋違いであるが、国の制度決定に基づき対応せざるを得ない。」との答弁がありました。

次に、議案第18号について申し上げます。本案は、子ども・子育て支援法に基づく、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための制定であります。

質疑の内容について御報告いたします。「特定乳児等通園支援事業は保育ママのようなことか。」との質疑があり、「一時保育に近い制度で、保育園に預けつつ相談するもの。」との答弁がありました。

次に、議案第19号及び議案第20号について申し上げます。議案第19号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。議案第20号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「虐待通報の窓口と対応体制について。」との質疑があり、「市の場合は子育て応援課が窓口となり、認可保育所の場合は県も関わることになる。」との答弁がありました。

次に、議案第21号について申し上げます。本案は、飛騨市民病院栄養サポートチームが外部の方に研修指導を開始するにあたり、その手数料を新たに設けるための改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「研修指導の対象について。」との質疑があり、「施設の職員を対象にした専門的実務研修であり、一般向けではない。」との答弁がありました。

次に、議案第22号について申し上げます。本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、放課後児童健全育成事業及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「地域限定保育士制度の対応について。」との質疑があり、「岐阜県ではまだ制度化されておらず、児童クラブの指導員については充足している。」との答弁がありました。

次に、議案第23号について申し上げます。本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第24号について申し上げます。本案は、簡易サウナ設備の追加に伴い対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「施行日が令和8年3月31日となった理由について。」との質疑があり、「国の省令施行日に合わせたものである。」との答弁がありました。

当委員会に付託されました、これらの案件については、議案第17号については反対討論がありましたが、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。そのほかはいずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第17号について通告がありますので、討論を行います。反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、議案第17号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに反対をし、その理由を述べます。

国はこの4月から、会社員や公務員の被用者保険、そして国民健康保険と後期高齢者保険など全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収いたします。まず、税でもない保険料でもない新たな負担を、公的な医療保険に紛れ込ませて徴収するという、この極めて異例で筋違いな制度を条例化するという事は納得がいきません。市の説明では、国民健康保険で1世帯当

たり毎月280円ほど、後期高齢者保険で1人160円の負担となります。委員会では分かりやすく、国民健康保険加入の私と同じ額の給与を受けている公務員の共済組合保険料を試算して比較をしてみました。議員報酬月額27万円の私の国民健康保険料は月額約2万8,000円です。同じ給与額の公務員の保険料は1万4,000円ほどです。なぜ、公務員の保険料は国民健康保険料の2分の1なのか。それは、公務員共済は会社員と同じ労使折半なので、保険料の半分を事業主が負担するからです。公務員の事業主は誰でしょう。地方自治体です。つまり、市民の税金で皆さん公務員の保険料を半分負担しているということになります。ところが、国民健康保険料は全額自己負担です。いかに重い負担かお分かりでしょう。国民健康保険加入者からさらに子育て支援金を徴収する、今回の条例に賛成できる理由は見当たりません。

飛騨市は65歳以上が4割以上を占めています。そして、国民健康保険加入状況を見ると3,686人が2,580世帯に属していますから、1世帯当たり1.4人の構成となっています。つまり、国民健康保険は高齢の単身世帯や少人数世帯など、生活基盤の弱い方々が多い制度となっています。そんな国民健康保険制度の枠組みをねじ曲げて、新たな目的外の負担を課すこの条例は合理性を欠いています。都竹市長も、市長会など様々な場で、この制度の理不尽性に批判の声を発して下さっていることには敬意を表します。しかし一方、国の準則に抵抗できないのであれば、地方自治の本旨に立って国民健康保険加入者へ別個の救済支援を準備するということが地方行政の役割ではないでしょうか。今後の飛騨市の尽力に期待をしながら、今回の条例改正には賛成できませんので、反対を表明いたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第17号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決しました議案第17号を除く議案第7号から議案第24号までの17案件について、一括して採決をいたします。これら17案件に対する委員長の報告は可決です。これら17案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら17案件は委員長の報告のとおり可決されました。

- ◆日程第20 議案第25号 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第24 議案第29号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

次に、日程第20、議案第25号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第24、議案第29号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてまでの5案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら5案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 森要 登壇〕

●産業常任委員長〔森要〕

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第25号から議案第29号までの5案件につきまして、審査の概要並びに結果について御報告をいたします。

去る3月9日午前10時より、委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第25号について申し上げます。本案は、本年4月1日よりプラスチック一括回収を開始することに伴う改正であります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「説明会をいつ行い、どのような方法で周知されるのか。」との質疑があり、「説明会は既に3月3日から6日で各地区にて実施済みであり、ごみ分別カレンダーは3月上旬に配布済みである。また、市ホームページで2月2日に公開、チラシは2月16日に全戸配布しており、ごみ出し支援アプリで4月1日から運用開始予定である。」との答弁がありました。

次に、議案第26号について申し上げます。本案は、旧宮川村の造林契約地を実質的所有者である宮川町種蔵区へ無償譲渡するにあたり、議決を求めるものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第27号について申し上げます。本案は、家畜診療所の位置及び妊娠診断に関する金額の変更並びに時間外診療費に関する規定の追加に伴う改正であります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「市役所西庁舎地下に医薬品を移設したとのことだが、安全性はどうか。」との質疑があり、「アルコール類などの危険物は庁舎外で保管し、西庁舎地下には可燃性のない安全な医薬品のみ保管しており、総体として安全対策は問題ない。」との答弁がありました。

次に、議案第28号について申し上げます。本案は、市道中野23号線の沿線に大規模特定河川事業に伴い工場が移転するため、既存の道路を付け替えし、利便性を向上させるため市道を廃止するにあたり、議決を求めるものであります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「市道廃止後は農道になるが、市は管理しないのか。」との質疑があり、「管理者は飛騨市で、道路法上の市道ではなく農道として法定外公共物として管理する。」との答弁がありました。

次に、議案第29号について申し上げます。本案は、数河グラウンド等を日の出や日没の状況に

応じ、使用時間を弾力的に設定できるようにするための改正及びホテル季古里等を様々な利用者ニーズに応えられるよう、貸室等の使用料を新たに設けるための改正であります。

主な質疑の内容について御報告いたします。「ホテル季古里の日帰り利用は要望があったのか。」との質疑があり、「指定管理者からの要望に基づくもので、これまで宿泊利用のみだったが、日帰りで会議室等を利用したいというニーズがあった。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第25号から議案第29号までの5案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。これら5案件について、委員長の報告は可決です。これら5案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら5案件は委員長の報告のとおり可決されました。

◆日程第25 議案第34号 令和8年度飛騨市一般会計予算  
から

日程第34 議案第43号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（澤史朗）

日程第25、議案第34号、令和8年度飛騨市一般会計予算から、日程第34、議案第43号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの10案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら10案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら10案件に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第34号、議案第35号及び議案第36号の3案件について討論の通告がありますので、討論を行い、次いで採決を行います。

初めに議案第34号について討論を行い、続いて採決をいたします。反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議案第34号、令和8年度飛騨市一般会計予算に反対をし、その理由を述べます。

令和8年度の飛騨市の予算ですが、一般会計の歳入の規模は、市税、これは賃金上昇による税収の伸びを見込んで、前年度比1.2億円増の39.6億円です。地方交付税は、前年度比1億円減の64億円。国県支出金は重点支援臨時交付金などの増加により、前年度比1.1億円増の30.9億円。市債は、防災無線事業の借入れなど借金7億円が減りまして8.7億円となり、総額は前年度より9億円減って188.9億円となりましたが、これは財政健全化比率などから何の問題もなく、順当な滑り出しと言えます。

この飛騨市に住み、納税し、あんな生活を営みたいと願う多くの市民の1人として、私は今回も新年度予算を慎重に審査いたしました。その結果、やはり見直し、検討すべき政策の矛盾点など、これを幾つか指摘せざるを得ません。止まらない物価高騰の日々ですから、子育てや介護の経済的負担を何とかしてほしいと、多くの市民が感じています。国が今年度から、保護者負担軽減のため小学生の学校給食を無償にいたしました。私は、ならば国がやるまで中学生も無償にすべきではないかと問いますと、市長は、それは国がやるべきと一蹴いたしました。以前、高校生の事業に使う高価なタブレットに購入補助をと求めましたが、それは県がやることと、これまた一べつもしない。それなのに、市は私立大学に対しては入学前早々に大学生への生活支援を決めました。生活だけではありません。入学祝い金まで支給します。この大学は独自に様々な奨学支援金を用意しているのに、さらに手厚い飛騨市の支援です。これって市長の理屈で言えば、それは大学がやるべきことではないでしょうか。主催者であり、納税者である飛騨市民の子供たちには大学入学祝い金がありません。奨学金の貸付けがあるだけです。しかも、祝い金といえば、委員会で議論となった飛騨市民への結婚祝い金の支給については、市長は最後まで否定的でした。市外から来る大学生には全員に祝い金って、これは矛盾しませんか。これだけではありません。CO<sub>2</sub>削減策の電気自動車への1台20万円の補助は、ゼロカーボンシティの理念以前に、金持ち優遇でしかありません。それより、全市に3台しかない電気自動車を災害用にもっと増やすべきです。

また、委員会審査中、飛騨市民病院が財源不足で医療機器の更新が十分できない状況であることも分かりました。他の議員の一般質問では、市民病院の経営難を考慮し、基金をつくったらどうかという求めもありましたが、市は否定的です。ここにも矛盾を感じます。基金が駄目なら通常の補助金で病院経営にもっと責任を持つべきです。

特定目的基金の運用に関する市の考え方にも賛成しかねます。委員会で、想定される基金活用用途についての資料が提示されました。施設建設・修繕に係る基金は別として、取崩しを前提とする基金の合併基金、文化交流振興基金、福祉事業基金、3つのこれまで10年間の取崩し合計額は7億3,800万円です。そして、この3基金の令和8年度の残高見込みは21億円です。ということは、それぞれの権利する基本額を一回り小さく定め直して、市民のために使う財源をもっとつくれるはずではないでしょうか。

最後に、市長は、我々は森を見てやっている。木を見て森を見ない議員とは違う。市はこれから先の森まで見ていられると言われました。しかし市長、木だろうと森だろうと、大地に水をやらな

ければ枯れていきます。私はその水を、もっと市民の生活基盤である大地にしっかりかけてくれと言っている議員です。これからもそれを言い続けて、この反対討論に代えます。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行い、続いて採決をいたします。反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議案第35号、令和8年度飛騨市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

議案第17号で反対理由を詳しく述べましたので、多くは言いません。国民健康保険特別会計では、子ども・子育て支援金が加入者世帯から280円毎月徴収され、納付金として1,300万円支出されておりますので反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行い、続いて採決をいたします。反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議案第36号、後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

子供のいない後期高齢者医療の加入者からも、子ども・子育て支援金が1人当たり毎月160円徴収されます。しかも、保険料に紛れ込ませて、一括納付金として広域連合に支出されます。やり方までこそくで、とても賛成できるものではなく、反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号から議案第40号までの4案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。これら4案件に対する委員長の報告は可決です。これら4案件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら4案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号から議案第43号までの3案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。これら3案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら3案件は委員長の報告のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時42分 再開 午前10時43分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りします。ただいまお手元に配付しましたとおり、議会運営委員長より発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◆追加日程第1 発議第2号 飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

追加日程第1、発議第2号、飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

●議会運営委員長(上ヶ吹豊孝)

発議第2号、飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について。飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和8年3月17日提出。飛騨市議会、議会運営委員会委員長、上ヶ吹豊孝。提案理由は、市内部組織の見直しによる常任委員会所管区分の変更に伴う改正です。

4ページ目の要旨を御覧ください。制定の根拠は、本日、議案第11号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてが可決されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正の趣旨として、飛騨市内部組織設置条例の一部改正により建築管財部が新設されたことから、飛騨市議会委員会条例に、建築管財部を追加するものです。また、改正の内容として、第2条第2項第1号、総務常任委員会の所管に建築管財部を追加するものです。市民への影響は特にありません。施行日は令和8年4月1日です。以上です。

〔議会運営委員長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時47分 再開 午前11時48分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開します。

休憩中にお手元に配付のとおり、総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会の各委員

長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これらを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◆追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について（総務常任委員会）  
から

追加日程第4 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（澤史朗）

追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出について（総務常任委員会）から、追加日程第4、閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）までの3案件を、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

お諮りいたします。総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会からの閉会中の継続調査の申し出について、お手元に配付しました申出書のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら3案件について申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。今議会22日間でしたが、一般会計、特別会計の補正予算や条例の制定改正、令和8年度予算など、多数の重要な案件につきまして、慎重かつ活発な御審議を賜り、全ての議案について可決、御承認を賜りました。誠にありがとうございました。

本会議及び各委員会を通じまして、議員の皆様方から頂きました多くの御指摘、御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただきます。今議会に先立ちまして、それぞれの議員の皆様方には一般質問等での御意見、御提言についての当初予算での対応状況をお返しさせていただいております。今後も同様に、申し上げた答弁事項を含めまして、各案件の進捗状況を適切に管理し、今後の市政運営、予算編成、あるいは政策立案にしっかりと反映させてまいりたいと考えております。

また、今議会冒頭に澤史朗議長、住田清美副議長並びに各委員会の委員に選任されました皆様方には、心よりお祝いを申し上げます。引き続き、市政発展のため、一層の御力添えを賜りますようよろしくお祈りを申し上げます。

年度末、季節の変わり目でございます。議員の皆様方におかれましてはどうぞ御自愛いただき

まして、この季節の変わり目を健康に乗り切っていただきたいというふうに思っております。

以上、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたり一言御礼を申し上げます。今3月定例会、22日間にわたり皆様の協力の下、無事に終わることができました。どうもありがとうございました。今週20日金曜日には春分の日、彼岸を迎えますけれども、「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉がありますように、議会の中でも暑さ寒さ、いろいろな議論がございます。執行部としっかり議論を闘わせることによって、それが市民の皆様のためになることと確信しております。今後も引き続き、よろしく願いいたします。定例会22日間、議員の皆様、そして執行部の皆様、どうもありがとうございました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは本日の会議を閉じ、2月24日から22日間にわたりました令和8年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時53分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（7番） 森 要

飛騨市議会議員（8番） 井端 浩二